

6 保健医療サービスの推進 1（保健指導等）

市民が健康で豊かな生活を送ることができるよう、きめ細かな保健サービスを提供するため、地域の特性や市民のニーズを把握し、専門的な技術的援助及び保健指導を行う。

結核、感染症、エイズ、精神障害、難病等の多様な問題を抱える市民に対して、健康相談等の各種保健サービスを提供する。

原爆被爆者については、健康上特別な状態におかれていることから健康診断等を実施していく。

さらに、高齢化、疾病構造の変化、ノーマライゼーションの意識の高まり等に伴い住民のニーズが保健・医療・福祉を通じた総合的なものとなる中で、個々の住民にとって適切なサービスを提供するために、調整機能を充実させる。

(1) 保健サービスの提供

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
地域保健法 健康増進法	保健予防課 感染症予防グループ 保健対策グループ 健康増進課 健康づくりグループ 健康診査グループ 保健センター 上河内地域自治センター 保健福祉課 河内地域自治センター 保健福祉課 保健福祉総務課 保健福祉相談担当（中央部） 保健福祉相談担当（東部） 保健福祉相談担当（北西部） 保健福祉相談担当（南部）

①保健師の活動の変遷

昭和29年	国民健康保険事業の開始に伴い保健婦を採用し、市保健婦活動を開始。 7月に国民健康保険被保険者及び家族に対して訪問指導を開始。
昭和30年 ～40年代	急性伝染病や結核予防対策と家族計画指導等母子保健対策を主に活動を行う。 昭和45年度から、全市民を対象に地区担当制による訪問を行う。
昭和50 年代	急性伝染病や結核が減少し、慢性疾患やがん予防を主とする成人保健対策を主体とする活動を行う。 昭和58年老人保健法が施行され、成人保健対策は老人保健法のもとに実施。
平成2年	「宇都宮市保健センター」を開設し、保健師4名配置。 保健師の所属が保健指導係1係から、母子保健係、成人保健係、保健センターの3係体制となる。
平成4年	寝たきり老人訪問指導事業に対して専任保健師体制をとる。
平成6年	地区ブロック体制を取り入れる。
平成8年	中核市の指定に伴い市保健所が設置され、保健所保健師業務を市保健師4名、県より派遣の保健師4名で開始。 市保健所設置に伴い、3歳児健康診査を実施。
平成9年	母子保健法の改正により、母子保健事業の実施主体が市町村になる。 母子保健事業を保健所と健康課で担当して実施。

平成10年	母子保健事業を健康課で一貫して実施。 寝たきり老人訪問指導事業が高齢福祉課在宅福祉係に移管となる。 保健福祉総務課総合相談窓口保健師を2名配置。 保健と福祉の組織統合により保健福祉部となる。
平成11年	介護保険課設置により保健師を3名配属。
平成16年	保健福祉部機構改革により健康課が健康増進課となる。健康増進課が保健所に移り、総務課・健康増進課・保健予防課・生活衛生課の4課体制となる。 保健福祉の地域展開の活動・推進を図るため、平石地区市民センター、富屋地区市民センター、姿川地区市民センターの3拠点へ保健師を配属。
平成17年	市の組織機構改革により、自治振興部を新たに設置。保健師の配属されている平石地区市民センター、富屋地区市民センター、姿川地区市民センターが自治振興部の所属となる。
平成18年	虐待担当として児童福祉課に、自立支援審査会担当として障害福祉課に、保健師をそれぞれ1名配置。
平成19年	上河内町、河内町との合併により、自治振興部の上河内地域自治センター、河内地域自治センターに保健師が配属となる。 保健福祉総務課総合相談窓口、平石地区市民センター・富屋地区市民センター・姿川地区市民センターの3拠点の保健福祉グループが保健予防課業務の兼務辞令を受ける。 子どもの発達等について、保健・福祉分野の様々な支援を総合的に行う拠点施設として「子ども発達センター」を開設し、保健師5名を配置。
平成20年	市の組織機構改革により、子ども部を新たに設置。 健康増進課の母子保健事業が、子ども家庭課所属となり、児童福祉課に配属されていた保健師とあわせて6名の保健師を配置。 子ども発達センターが保健福祉部から子ども部の所属となる。 上河内・河内地域自治センター保健福祉課保健グループが、保健予防課業務の兼務辞令を受ける。 保健福祉総務課に介護事業所の指導監査担当として、保健師1名を配置。
平成23年	子ども家庭課内に虐待予防の観点から「子ども家庭支援室」を設置。 障がい福祉課にケースワーク業務担当として、保健師1名を追加配置。
平成24年	自治振興部が市民まちづくり部に変更となる。
平成25年	市の機構改革により、市民まちづくり部の3拠点を、保健福祉部の所属とし、それぞれが、保健福祉総務課保健福祉相談担当（東部）、保健福祉相談担当（北西部）、保健福祉相談担当（南部）に変更となり、保健福祉総務課総合相談担当を保健福祉相談担当（中央部）とする。

① 保健師の活動の実績

ア 各保健事業等の参加延人数

種別	項目	健康相談	健康診査	健康教育	地区組織活動	予防接種	合計
平成 24 年度	母子	23,270	9,519	12,198		1,557	46,544
	成人・老人	3,070		5,984	33,392		42,446
	歯科		12,774				12,774
	感染症	2,776	1,360	1,945			6,081
	精神	3,846		2,975	390		7,211
	難病	337		216	49		602
	その他						
	計	33,299	23,653	23,318	33,831	1,557	115,658
平成 25 年度	母子	20,869	9,349	11,765	0	0	41,983
	成人・老人	2,313		18,322	37,272		57,907
	歯科		11,932				11,932
	感染症	2,651	986	2,456	0	0	6,093
	精神	4,222	0	2,477	136	0	6,835
	難病	334	0	155	192	0	681
	その他	0	0	0	0	0	0
	計	30,389	22,267	35,175	37,600		125,431
平成 26 年度	母子	20,996	9,384	12,417			42,797
	成人・老人	2,798		18,785	37,478		59,061
	歯科		11,678				11,678
	感染症	2,882	574	2,326	0	0	5,782
	精神	4,145		3,250	164		7,559
	難病	354		287	186		827
	その他						
	計	31,175	21,636	37,065	37,828		127,704

② 訪問指導実施状況

ア 年度別訪問指導状況

年度	訪問時間 (実施回数)	訪問件数	訪問世帯数
平成24年	9,196時間 (2,299単位)	3,040	2,498
平成25年	9,752時間 (2,438単位)	3,385	2,706
平成26年	11,332時間 (2,833単位)	3,807	2,849

イ 年度別訪問指導種別

年度	感染症	結核	精神保健	難病	小児慢性 特定疾患	生活習慣病	その他の 疾患	心身 障がい	妊婦	産婦	低体重児	新生児	乳児	幼児	その他	計
H24	1	328	444	130	8	63	44	39	58	145	18	52	375	864	468	3,037
H25	2	423	513	161	12	83	19	32	81	158	20	76	418	1016	335	3,349
H26	2	356	469	143	18	83	16	49	98	205	47	70	483	977	791	3,807

ウ 電話相談の実施状況(延人数) (※子ども総合相談を含む)

※H20年度より子育てホットラインから名称変更

年度	感染症	結核	精神保健	難病	小児慢性 特定疾患	成人	妊婦	産婦	乳児	幼児	その他	計
H24	254	934	3,060	174	16	554	811	162	3,400	6,083	589	16,037
H25	307	1,034	3,389	162	33	820	592	125	3,338	5,210	510	15,520
H26	525	1,059	3,407	197	48	675	437	140	3,509	5,318	342	15,657

エ 面接相談の実施状況(延人員)

年度	感染症	結核	精神保健	難病	小児慢性 特定疾患	成人	妊婦	産婦	乳児	幼児	その他	計
H24	0	117	708	157	4	44	13	4	52	309	17	1,425
H25	0	116	763	153	4	38	25	17	98	1,131	47	2,392
H26	9	152	631	133	10	346	39	36	109	1,050	44	2,559

(2) 原爆被爆者対策の実施（平成27年度予算：1,024千円 県10/10）

【事業の目的・内容】

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、原子爆弾被爆者に対し、健康の保持増進を図るため健康診断を実施するとともに、各種手当支給に関する受付・進達事務を行っている。また、被爆者に該当すると認められた者及び転入者に対する登録管理を実施している。

根 拠 法 令	主管課・グループ
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	保健予防課感染症予防グループ

《実 績》

① 原子爆弾被爆者の登録管理

ア 登録管理状況

区 分	前年度末 登録者数	新 規	転 入	転 出	死 亡	年度末 登録者数
平成24年度	99	0	0	0	4	95
平成25年度	95	1	1	4	2	91
平成26年度	91	0	1	0	3	89

イ 性・年齢別登録管理状況

(平成26年度末)

区 分	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合 計
男	9	21	12	42
女	3	21	23	47
合 計	12	42	35	89

② 定期健康診断実施状況

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条の規定により被爆者に対し健康診断を実施している。

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	前期	前期	前期	後期	前期	後期
対象者数	101	97	98	97	90	88
受診者数	31	27	33	15	24	11
要精検者数	3	4	7	0	3	0

③ 希望による健康診断実施状況

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	一般検査	がん検診	一般検査	がん検診	一般検査	がん検診
対象者数	99	97	97	95	88	88
受診者数	24	21	10	12	16	27
要精検者数	4		0		4	

④ 手当申請状況（進達事務）

区 分	健康管理 手 当	保健手当	医療 特別手当	特別手当	葬祭料	介護手当
平成24年度	1	0	0	0	4	0
平成25年度	4	0	4	0	2	0
平成26年度	3	0	3	0	3	0

(3) 肝炎治療に係る医療費助成制度（県事業）

【事業の目的・内容】

市民の利便性の確保を目的に、保健所において次の申請書の受理、受給者証の交付事務等を実施している。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
肝炎治療に係る医療費助成事業実施要領	保健予防課感染症予防グループ

【助成の対象者】

宇都宮市に住民登録がある、医療保険各法の加入者であって、国が定める「認定基準」に該当する症状のある患者。

【助成の対象となる医療】

- ・ B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療・インターフェロンフリー治療で保険適用となっているもの。
- ・ B型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療で保険適用となっているもの。

【助成額（公費負担額）】

毎月、医療保険各法の患者負担額のうち、世帯の市町民税（所得割）課税年額に応じた自己負担限度額（2万円または1万円）を除いた額が助成される。

階 層 区 分		自己負担限度額（月額）
甲	世帯の市町民税（所得割）課税年額が 235,000円以上の場合	20,000円
乙	世帯の市町民税（所得割）課税年額が 235,000円未満の場合	10,000円

《実 績》

肝炎治療に係る医療費助成制度の申請受理件数（平成26年度）

	新規	更新	延長	変更	再交付	治療費請求	終了	合計
男	113	86	1	15	0	101	5	321
女	98	38	1	9	1	93	5	245
合計	211	124	2	24	1	194	10	566